

国際標準化戦略の策定方針について（案）

平成 22 年 8 月 25 日
知的財産戦略本部企画委員会決定

1. 国際標準化戦略（分野別案）の作成について

「知的財産推進計画 2010」（平成 22 年 5 月 21 日知的財産戦略本部決定）において示された各「国際標準化特定戦略分野」（以下単に「分野」という。）の担当府省（別紙 2）は、同一分野における担当府省と連携し、各分野の分野別検討スケジュールに従い、国際標準化戦略について分野別案を作成し、国際標準化戦略タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）に提出する。

担当府省は、分野別案の作成に当たり、国際標準化戦略策定の基本的な考え方（別紙 3）を踏まえるとともに、タスクフォースの求めに応じ、素案作成の進捗状況をタスクフォースに報告する。

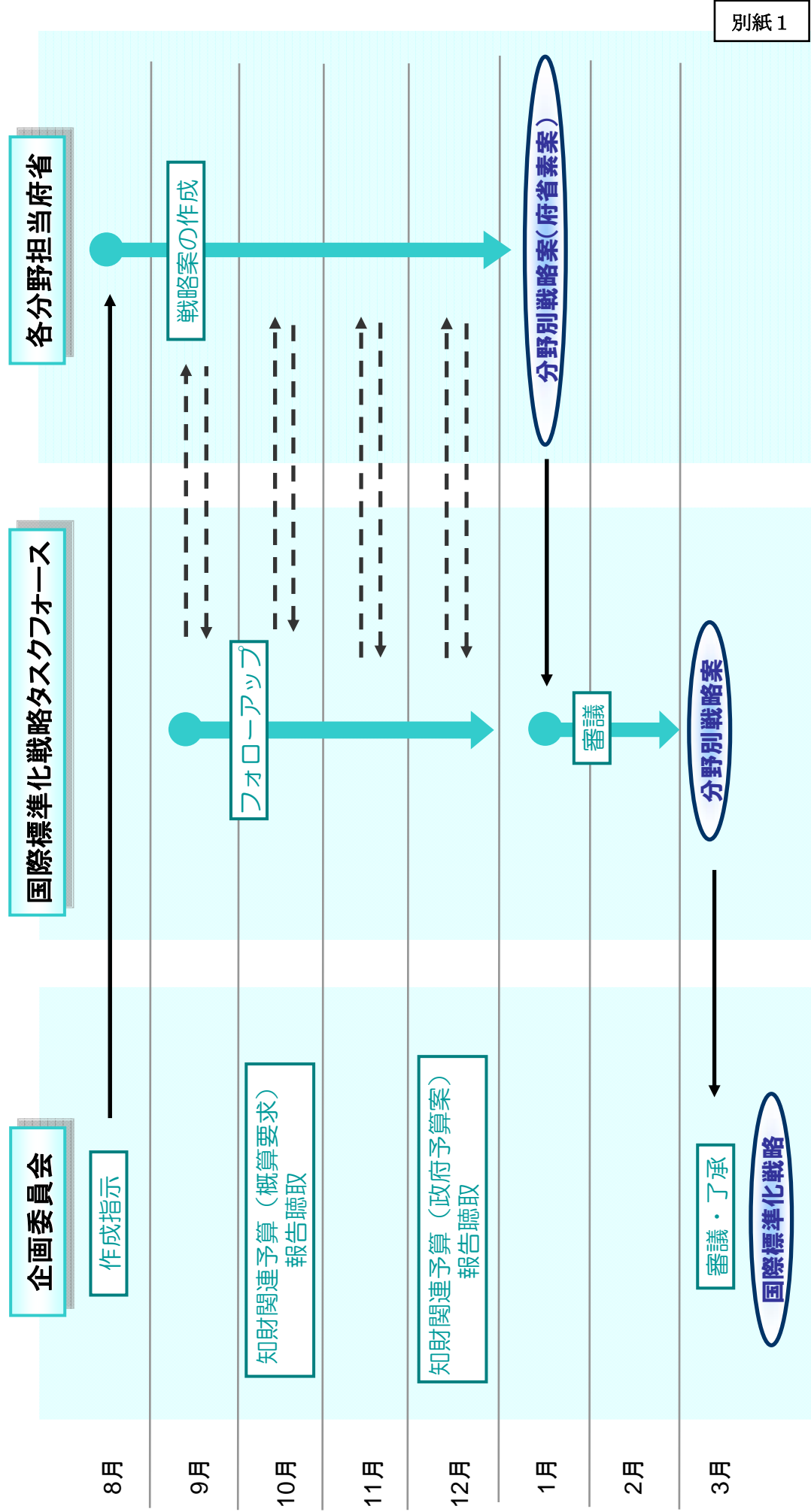
タスクフォースは、作成された分野別案について審議を行い、本委員会に審議の結果を報告する。

2. 国際標準化戦略の検討について

本委員会において、本年度末までを目処に、タスクフォースでの審議を経た国際標準化戦略の分野別案について検討を行い、了承の上、知的財産戦略本部に報告する。

国際標準化戦略の策定方針（イメージ）

- 本会合での作成指示に基づき、担当府省で分野別の案を作成。
- タスクフォースは、担当府省での作成状況をフォローし、分野別の案を取りまとめる。
- 年度末、タスクフォースからの報告を受け、本委員会で戦略を了承。



分野別担当府省一覧

	内閣府	総務省	文部科学省	厚生労働省	経済産業省	国土交通省	環境省
1. 先端医療							
(iPS 細胞)			○	○	○		
(ゲノム)	○						
(先端医療機器)	○			○	○		
2. 水				○	○	○	○
3. 次世代自動車					○	○	
4. 鉄道					○	○	
5. エネルギーマネジメント							
(スマートグリッド)		○			○		
(創エネ・省エネ技術)					○		
(蓄電池)					○		
6. コンテンツメディア							
(クラウド)		○			○		
(3D)		○			○		
(デジタルサイネージ)		○			○		
(次世代ブラウザ)		○			○		
7. ロボット				○	○		

国際標準化戦略策定の基本的な考え方

国際標準化戦略タスクフォース

国際標準化戦略は、我が国産業の競争力強化や新産業の創出のための産業政策の一環として位置付けられ、産業の競争力強化や新産業の創出を通じて、我が国の雇用の維持・創出を実現するものである。

国際標準化戦略の策定に向け、基本的には、①各国の技術や市場の動向等を分析し、②産業構造の変化に留意し当該分野の全体像や将来像を見据え、想定されるビジネスシーンを踏まえた上で、③我が国の特長を強みとすべく競争力強化の方策を検討する。その際、関係府省間で連携し、適切なステークホルダーによる検討の場を設定する。

こうした検討を踏まえ、具体的な標準化ロードマップ、官民の明確な役割、関係府省間の連携体制・標準化推進体制の構築、海外との連携関係の構築、人的・財政的な支援策を含む国際標準化戦略を策定する。

A. 国際標準化戦略について

国際標準化戦略は、我が国産業の競争力強化や新産業の創出のための産業政策の一環として位置付けられ、産業の競争力強化や新産業の創出を通じて、我が国の雇用の維持・創出を実現するものである。

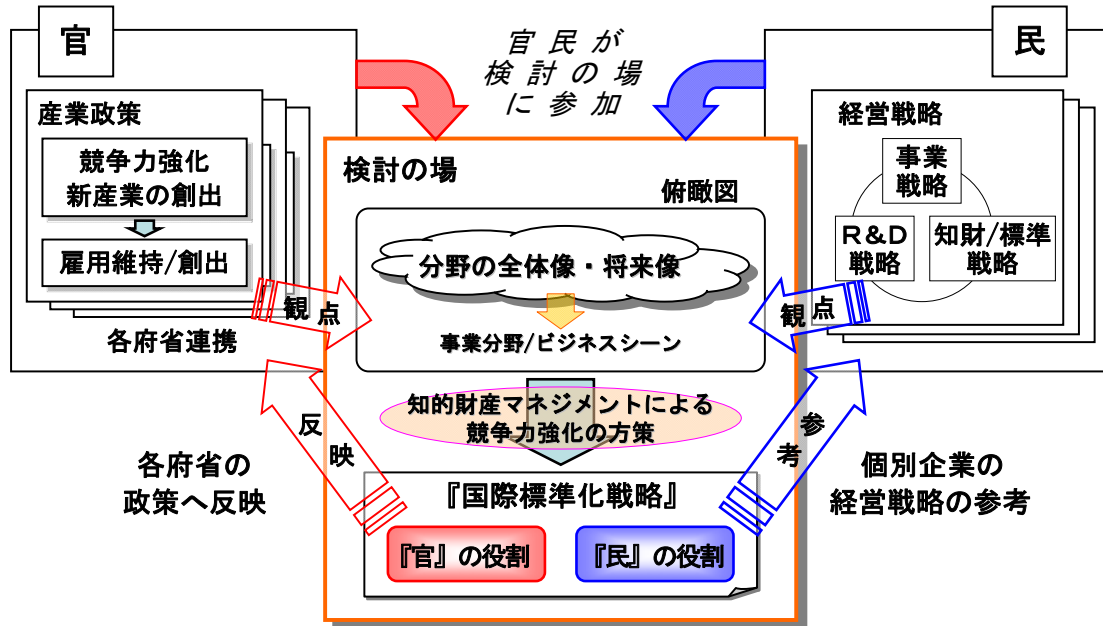
こうした戦略が求められる背景には、国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、それだけではなく、画期的なビジネスモデルや、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになった状況がある。

したがって、各府省においては、関係府省連携のもと、当該分野の全体像や将来像を見据えた上で、「国際標準」や「知的財産権」などをツールとした知的財産マネジメントにより、どのように我が国産業の競争力強化を実現するのかを総合的に検討する。その際、戦略の策定・実施に当たっては、大企業から中堅・中小企業までの適切なステークホルダーの参加を得ることや、長期的視点を持ち継続的に実施、見直していくことが重要である。

更に、国際標準化活動は、民間が主体となって行われるものであり、国際的な「競争」と「協調」の上に成り立っており、また、国際標準に係る技術等は市場に普及することにより経済的利益の拡大に繋がるものである。したがって、国際標準化やその国際標準の普及を見据えた国内外のパートナーとの連携の方策を検討することも重要

である。

そして、国際標準化戦略を官民一体となって策定・実施していく上では、官のみならず、民においても経営者から研究開発者に至るまで国際標準化の意義や国際標準化に伴うリスクを認識することが不可欠である。



B. 国際標準化戦略策定のプロセスについて

上記を踏まえ、以下の項目について検討する。

1. 当該分野のステークホルダーによる官民の検討の場を設定する。

※ 関係府省間での連携、適切なステークホルダーの参加を図る。

2. 国内外の動向・状況を調査する。

(例)

- ・ 市場動向（将来性、ニーズ、市場開放性など）
- ・ ステークホルダーの把握・動向分析（ビジネスモデルなど）
- ・ 技術動向（開発動向、技術分布・体系化、実現可能性など）
- ・ 標準化状況（整備状況、策定に至るプロセスや団体・組織、検討状況、取り組み、今後の進展など）
- ・ 政策状況（国家的な戦略における位置付けと具体的施策など）

3. 当該分野の全体像・将来像（俯瞰図）を把握する。

- ・ 当該分野を構成する事業分野を特定する。
- ・ 事業分野毎に、想定されるビジネスシーンを検討する。
 - ※ ステークホルダー間で共有できるもの、できないものを整理する。
 - ※ 現行の事業分野やビジネスシーンのみならず、将来の事業分野やビジネスシーンについても検討する。
 - ※ 上記の検討に当たっては産業構造の変化にも留意する。
 - ※ 何処にビジネス上の価値が形成されるのかについても適宜検討する。

4. 事業分野やビジネスシーンごとに、官民の役割を踏まえつつ、我が国の特長を強みとすべく知的財産マネジメントによる競争力強化の方策を検討する。

- ※ 「国際標準」と「知的財産権」などをツールとした知的財産マネジメントにより、どのように我が国産業の競争力強化を実現するのかを総合的に検討する。
- ※ 「国際標準」の活用にあたっては、その目的（技術の普及、市場の拡大、新規市場の創出など）を明確にする。その際、国際標準化に伴うリスクも十分に勘案する。
- ※ 認証スキーム、他の政策（研究開発、実証実験、制度改正等）や国際展開戦略なども視野に入れる。

5. 国際標準化戦略を策定する。

上記の検討を踏まえ、特定戦略分野ごとの特性を十分加味し、国際標準化戦略を策定する。

【検討事項】

- 国際標準の策定に関する具体的な標準化ロードマップ
 - ※ 国際標準化に向けた競争や協調の相手を見極める。
 - ※ デジュール標準のみならずフォーラム標準なども考慮する。
- 官民の役割、関係府省間の連携体制・標準化推進体制
 - ※ 国内外の幅広いステークホルダーを集めるようにする。
- 国際標準を策定するにあたっての海外との連携体制
- 国際標準化の活動に必要な人材育成の方策
- 策定した国際標準の海外（特に途上国）への普及方策
- 財政的な支援策（予算など）
- 戦略を実施する民間企業（特に、中堅・中小企業）への支援策
 - ※ 国際標準化活動への直接支援のみならず、事業環境の整備等の間接支援も検討する。

6. 策定した国際標準化戦略を実施し不断に見直す。

官民の役割を踏まえ、策定した国際標準化戦略を継続的に実施する。また、実施を踏まえ、戦略の検証を行う。

- 標準化ロードマップの実現などの国際標準化戦略を実施する。実施に当たっては適宜進捗や状況の変化の確認を行うとともに、実施による効果を確認する。
- 状況の変化や効果の確認に基づき戦略の妥当性を検証し、適宜、戦略の修正を行い、継続的に実施する。

※ 適宜、競争力強化の方策についても見直しを行う。